



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 60歳以上の在職老齢年金が4月から改正されたようで、60歳以上の方が働きやすくなりますね。他にも変わったことがありましたらお知らせください。

A 国は70歳まで働くようにと言っているのに、60歳を過ぎても現役並みに働いていると年金が支給停止となっていました。今回の改正で支給停止基準額が上がりました。

【60歳～64歳の在職老齢年金】R4年3月31日迄の在職老齢年金の年金支給額の計算式

- ①基本月額(年金月額)と総報酬月額相当額(給与等)の合計額が28万円以下⇒全額支給
- ②総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円以下
基本月額－(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円)÷2
- ③総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円超
基本月額－総報酬月額相当額÷2
- ④総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円以下
基本月額－{(47万円＋基本月額－28万円)÷2＋(総報酬月額相当額－47万円)}
- ⑤総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円超
基本月額－{47万円÷2＋(総報酬月額相当額－47万円)}

①～⑤のパターンでわかるように、年金額と給与の額により複雑な計算をしなければ在職老齢年金の額が分かりませんでした。

【60歳～64歳の在職老齢年金】R4年4月1日以降基準額を28万円から47万円に上がり、年金と給与額(賞与含む)が47万円を超えなければ支給調整はなくなることになります。計算が簡単になると同時に65歳までの方の就労を後押しします。

多くの方の厚生年金受給額は1ヶ月15万前後であることから、給与が30万円を超えても年金が減額されることは少なくなるでしょう。

【65歳～70歳の在職老齢年金】

以前より基準額は47万円であり、変更はありません。

【在職定時改定の導入】

今までは、65歳以降の年金額の改定は65歳、70歳、退職時の3通りでした。4月からは毎年年金額を改定します。65歳以降の加入期間に応じた年金額が額が見えるようにするためです。

例えば、月額20万円で1年就労した場合13,000円/年(1,100円/月)増額します。年金額がわずかでも毎年増えるのは嬉しいですね。

【受給開始時期の選択肢の拡大】

今までは年金受給開始は60歳～70歳の間で選ぶことができました。今回の改正で年金受給開始の上限を75歳まで繰り下げる(年金の受給開始を遅らせる)ことが可能となり、65歳で受給した場合を100とすると、70歳で142%、75歳で184%となる計算になり、受給開始を遅らせることが老後の生活費増につながると厚労省はアピールをしています。

75歳まで収入があり、90歳以上生きることが分かっていたらそれも選択肢になると思いますが、一般的になかなか厳しいのではないかと考えています。請求時の年齢による減額・増額率はつぎのとおりです。

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
%	76	80.8	85.6	90.4	95.2
65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
100	108.4	116.8	125.2	133.6	142
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	
150.4	158.8	167.2	175.6	184	

【私的年金の変更】

- ①確定拠出年金の支給開始を規約で繰下げも可
- ②企業型確定拠出年金(企業型DC)厚生年金加入者は70歳まで加入可能

年金は複雑ですから、わからない時は専門家にご相談をして老後のご計画をおたててください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel. 043-273-5980